

石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設建設基本計画

－ 概要版 －



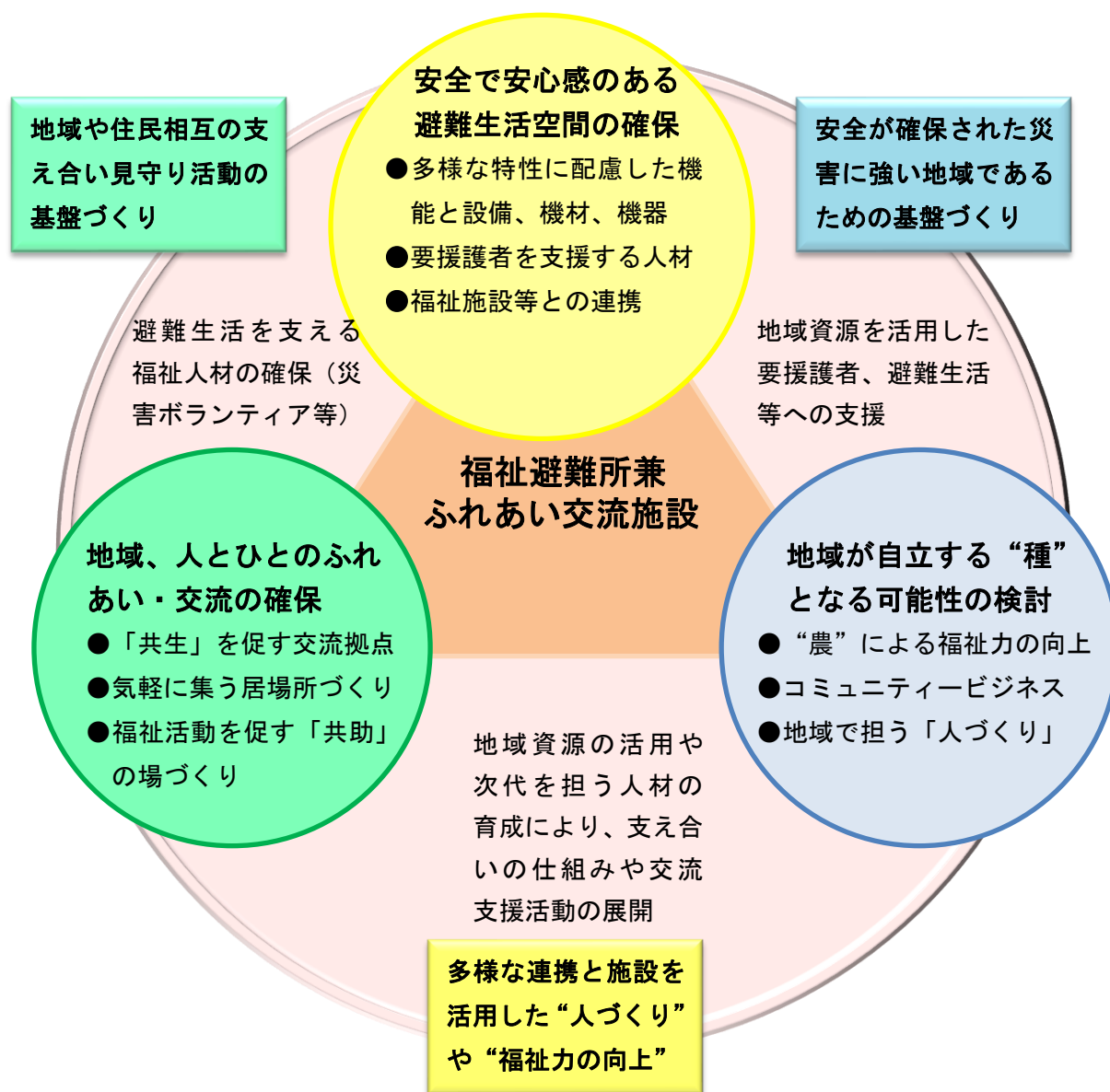
平成 25 年 3 月

沖縄県石垣市

1 石垣市における福祉避難所兼ふれあい交流施設の位置づけ

福祉避難所兼ふれあい交流施設は、災害時において要援護者等が安全に避難場所として、又は、被災後において安全で安心感のある避難生活を送ることができる福祉避難所としての機能が求められています。さらに、地域や人の「絆」を強め、住民の主体的な福祉活動や要支援者として、人がひとを支える行動によって災害に強い人づくりを推進していくことができるように、日常的な市民のふれ合いや交流機会を提供するための施設機能が求められています。これらを前提として、以下のような施設整備の基本コンセプトを設定します。

石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設の位置づけ概念図



（１）福祉避難所としての位置づけ

福祉避難所としての基本は、①施設自体の安全性が確保されていること、②要援護者の安全性が確保されていること、③要援護者の避難スペースが確保されていること、④避難した災害時要援護者の支援にあたる人材の確保等の福祉避難所の指定要件にかんがみ、福祉避難所の基本コンセプトを「安全で、安心感のある避難生活空間の確保」と設定しました。

（２）ふれあい交流施設としての位置づけ

防災ビジョンに掲げられた「災害に強い人づくり」「災害に強いシステムづくり」という市民の相互支援を前提とした防災体制の基礎づくりとして、「交流のなかから、地域や人がつながり、相互支援の輪が広がる中で地域の防災力の向上を図ることができます。すなわち「共助まちづくり」の充実を図るものと考え、ふれあい交流施設の基本コンセプトを「地域・人とひとのふれ合い交流の確保」と設定しました。

（３）地域が自立するための施設としての位置づけ

現在、市では、「農業と連携した交流活動の推進」や「多様な地域資源を活用したコミュニティービジネス」の可能性のある活動が展開されています。

これらの活動との連携や新たな活動の可能性を検討しながら、避難生活への支援や市民の相互交流に対する支援を行うとともに、地域が自立するための施設利用可能性としてのコンセプトを「地域が自立するための“種”となる可能性の検討」と設定しました。

これらが連動し、「安全が確保された災害に強い基盤づくり」、「地域や住民相互の支え合い見守り活動の基盤づくり」、「多様な連携と施設を活用した“人づくり”や地域福祉の向上」という機能を発揮することで、地域ビジョンに掲げられた「自助」、「共助」、「公助」という防災に関する基本的な理念を踏まえた減災のまちづくりに貢献できるものと考えています。

2 機能を考慮したゾーニングの考え方

(1) 施設整備・配置計画の基本的な考え方

① 安全・安心に利用できる施設

施設は、福祉避難所施設を主として、運営されます。建物全体がバリアフリーとなることはもちろん、施設内に用いられる機器・設備にはユニバーサルデザインを採用するよう配慮します。

② 災害に強い施設

建物の耐震・耐火性能を徹底し、構造・設備は災害時の利用に十分に配慮したものとします。また、建物周辺の構成に配慮し、災害に強い建物となるよう計画します。

③ 環境に配慮した施設

自然採光や自然換気（光や風のとりこみ）の得やすい構成とすると共に、断熱性能、気密性能の確保や、LED 照明など設備機器への配慮により建物全体の省エネルギー化を図るよう努めます。また、雨水利用・太陽光利用も対費用効果を考えた上で、検討を行う必要があります。

④ 利用者の楽しめる施設

広場を配し、周辺地域の人々とのコミュニティの場を提供します。施設内からも、それらを眺めることのできる配置とすることはもちろん、雨端など半戸外の空間を利用し気軽に外部とのかかわりを築くことのできる構成となるよう配慮します。

⑤ 地域の中核となる施設

小・中学校、高校に近接した立地条件から、地域の子供たちを中心とした交流施設としても運営ができるように配慮し、施設内の催事はもちろん、その他の催事等にも対応できる施設として機能できる構成とし、地域の中核施設となるよう計画します。

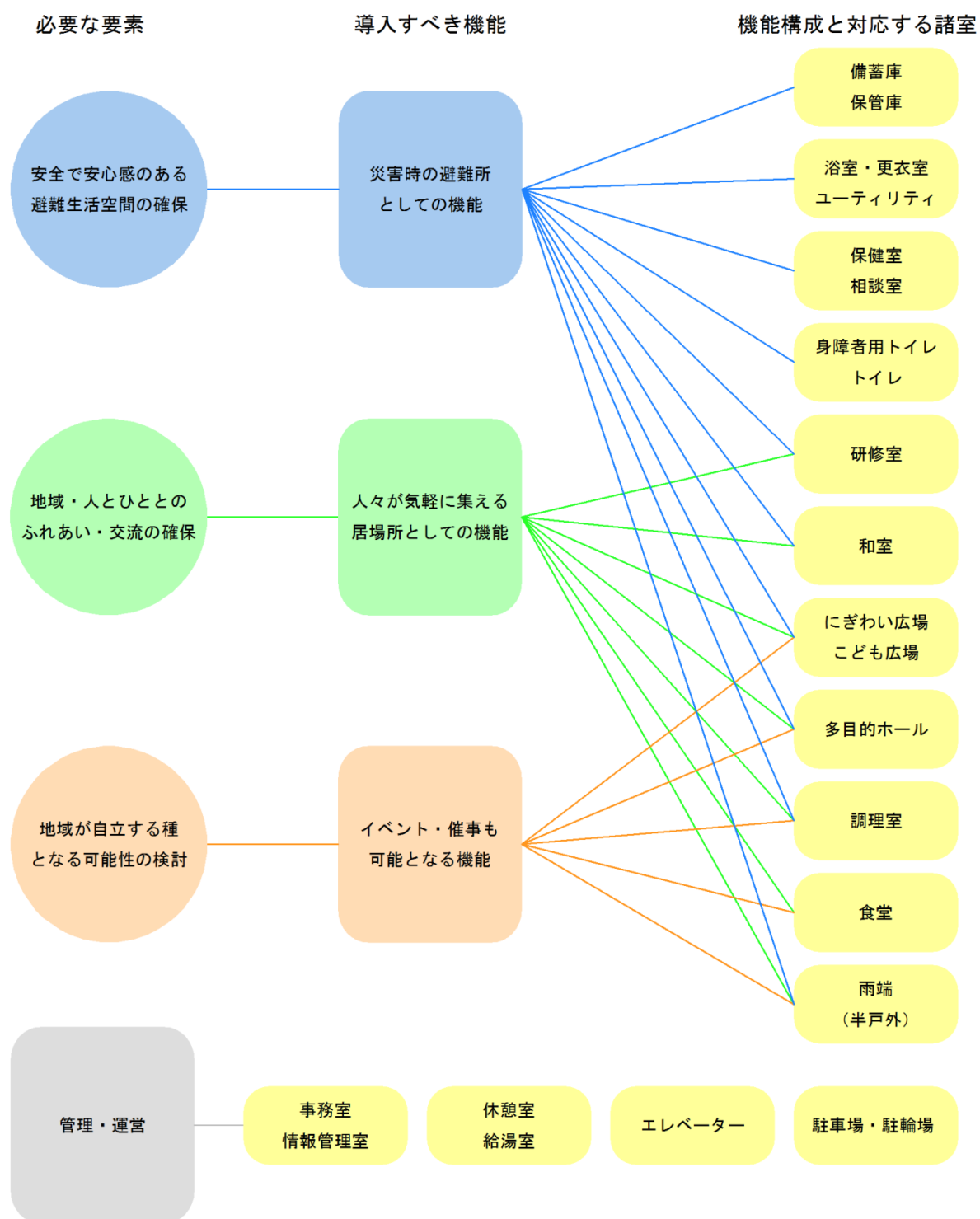
⑥ 周辺景観に配慮した施設

建物の外壁の色彩に気を配ると共に、敷地内への植樹を心がけ、植栽により、建物や敷地全体による周辺への影響をできる限り緩和するように配慮します。

⑦ メンテナンスの容易な施設

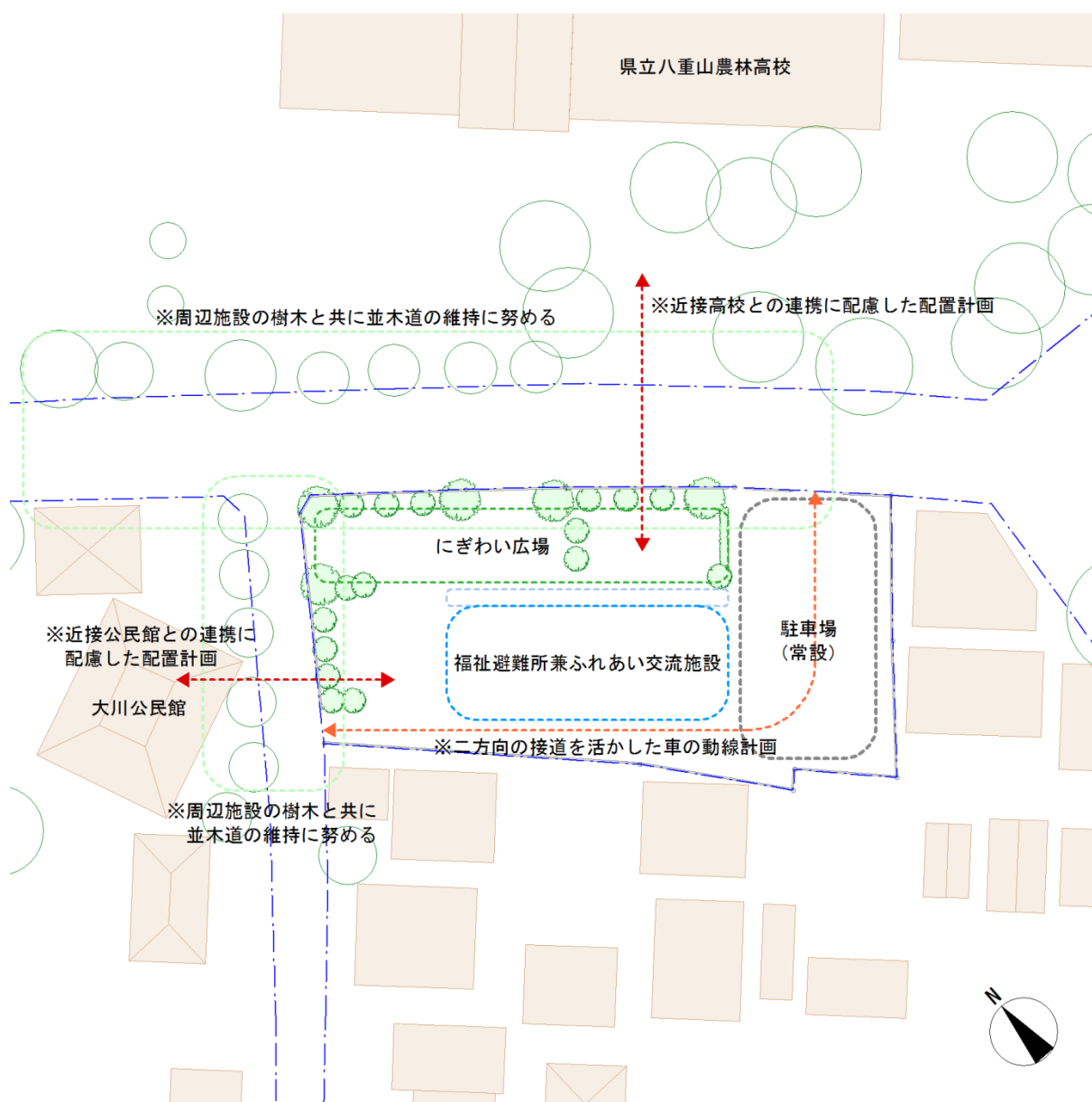
建物の形状・構成、設備の配置等を考慮し、建物全体のメンテナンスが容易に行えるように計画します。

(2) 施設機能のあり方



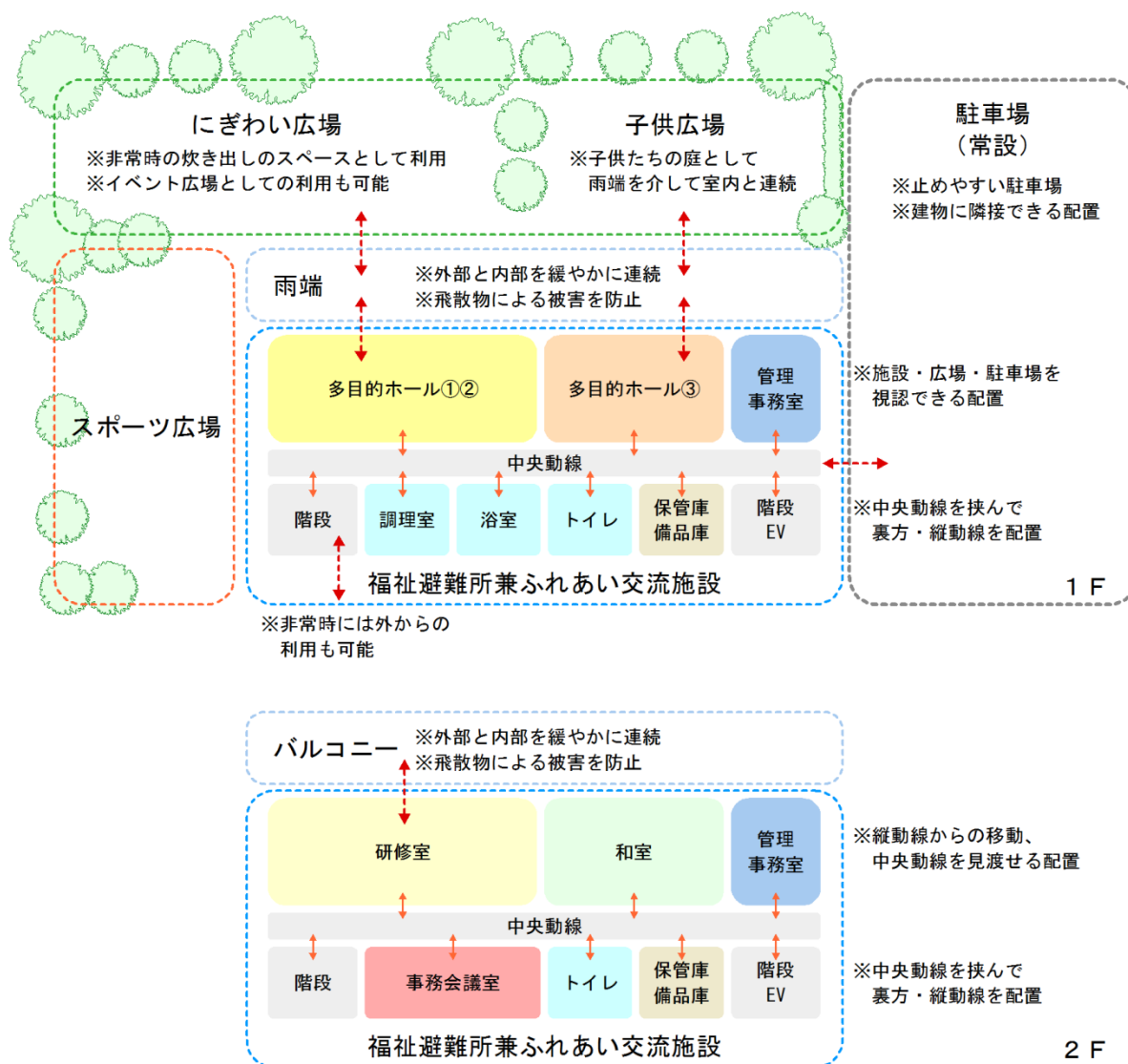
（３）建物の敷地に対するゾーニング

- ① 隣接する県立八重山農林高校や大川公民館と常時・非常時にかかわらず、連携をとることができる配置、建築計画に配慮します。
- ② 周辺施設に既存する樹木・並木との関係に十分に配慮し、植樹による並木道の維持や、囲い塀のデザインなど、地域景観に配慮します。
- ③ にぎわい広場（仮）は交流施設のイベント広場として、また、非常時には炊出しなど多目的な利用に配慮した配置とします。
- ④ 福祉避難所兼ふれあい交流施設・駐車場を明確に配置し、わかりやすい計画となるよう配慮します。



(4) 施設内における諸室のゾーニング

- ① バリアフリーや利便性を考慮し、主に必要となる諸室は1階に配置、また、浸水した場合にも避難生活を維持することができるようにする為、備蓄庫・保管庫・管理事務室を各層に設けています。
- ② 雨端やバルコニーといった半戸外空間を設けることで緩やかに外部と繋がりを持ち、災害時には飛来物の被害を防止します。
- ③ 無理な構造や構成をせず、電気・給排水の配線・配管を整理してメンテナンスのしやすい計画とします。
- ④ 多目的ホール・会議室は平常時のイベントや福祉相談など障がい者等の多様な利用考慮すると共に、非常時にはパーテーション等で個室化を可能とします。
- ⑤ 非常用発電機を要する機械室はスペース・騒音・防災の観点から屋上に配置します。



3 資料（模型写真・図面）



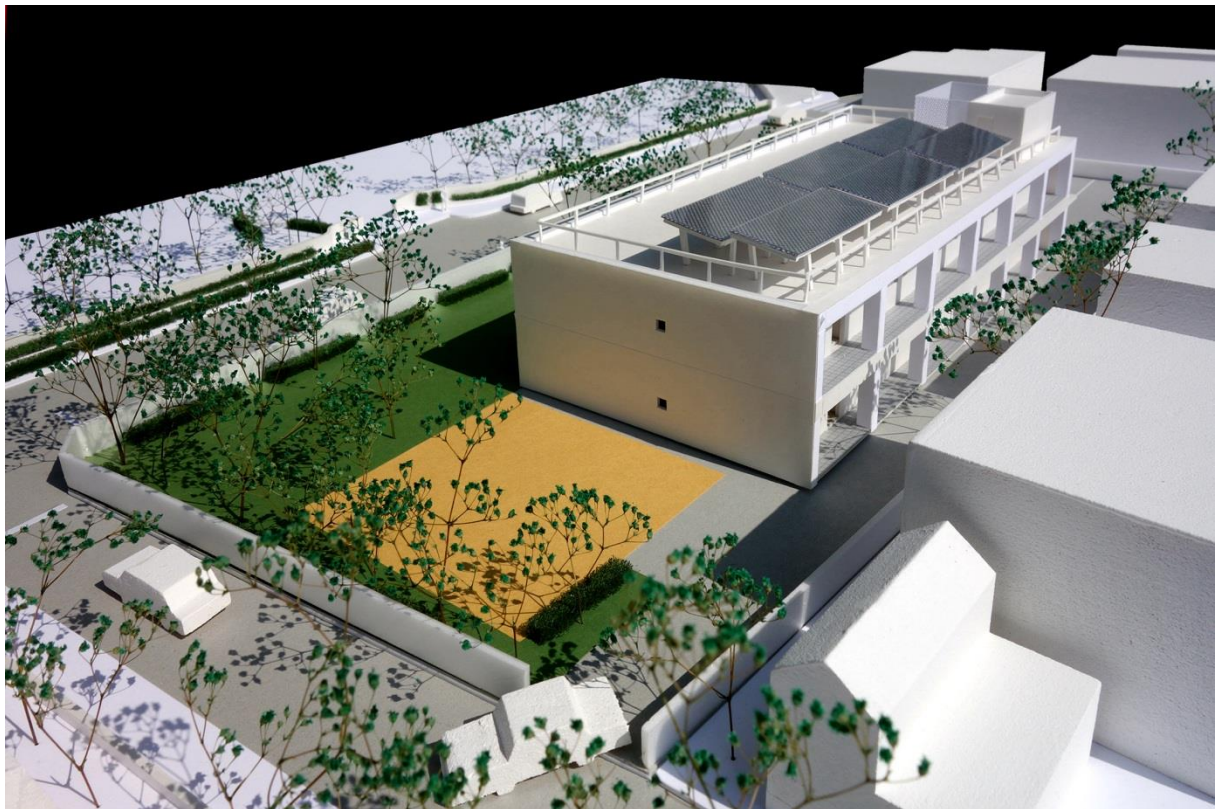
模型写真①



模型写真②



模型写真③



模型写真④